

公益財団法人 国際医学教育財団
教育環境整備助成事業実施規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人国際医学教育財団（以下、「当財団」という。）の定款第 4 条に定める教育環境整備事業として行う教育機関への助成に関する事項を定めることを目的とする。

(選考委員会)

第 2 条 助成対象の決定に当たって、公平性を図るため、公益法人国際医学教育財団教育環境整備助成選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を設置し、選考委員会において選考する。

2 選考委員会については、別途定める規程による。

(助成対象者)

第 3 条 助成対象者は、国内外の医学・薬学・看護・介護等、医学関連の教育機関とする。

(助成金の額)

第 4 条 助成金の額は、1 件につき 150 万円を上限とする。但し、整備内容によっては選考委員会の決議を経て理事会が承認することにより金額を調整することがある。

(助成申請書の提出)

第 5 条 助成金の交付を受けようとする教育機関は、助成申請書を当財団に提出するものとし、教育環境整備計画書その他、当財団が指定する書類を添付することとする。

(助成対象者の選考過程)

第 6 条 助成対象者の選考過程は次の通りとする。

- (1) 理事会は年度毎の具体的募集計画及び募集要項を決定し、当財団のホームページに掲載することで、不特定かつ多数に対して公表する。
- (2) 応募様式については、電子メールへの添付等の応募希望者の事情に応じた方法により配布する。
- (3) 理事会は、受付けた応募書類を厳正に管理するよう事務局を指揮監督する。また、事務局に作らせた応募書類の写しを選考委員に提供し、助成対象者選定を諮問する。
- (4) 応募書類の提供を受けた選考委員は各自で内容を精査し、選考委員会に備える。
- (5) 選考委員は予め精査した結果を持ち寄り、選考委員会として合議することで、助成対象者とするに相応しい教育機関を選出し、理由を添えて理事会に報告する。

- (6) 理事会は、選考委員会の報告を尊重しつつ検証して助成対象者を決定する。
- (7) 理事会は事務局に応募者に選考結果を通知させる。併せて、公表をしたときに助成対象者に格別の悪影響があると選考委員会が予測する場合以外は、その結果を公表する。

(助成金の交付)

第7条 助成金の交付は、助成事業実施前に概算払いの方法により行うものとする。但し、選考委員会が事業計画書を精査する中で必要と認めて決議し、理事会が承認した場合は実施後の精算払いの方法によることもできるものとする。

(助成内容等の変更承認)

第8条 助成金の交付を受けた者が、当該助成の対象となった事業内容等を変更しようとする場合には、あらかじめ助成事業変更承認申請を提出し、選考委員会の決議を経て理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の申請期限は原則として変更を行わなければならない事由の発生から30日以内とする。

3 助成内容等の変更を、選考委員会の決議を経て理事会が承認する場合は、合理的基準により判断し、助成事業変更承認を通知するものとする。

(実施確認)

第9条 当財団は、助成対象者事業内容の実施確認のため、選考委員会の決議を経て理事会が承認して委託した専門家等が現地調査を行うことがある。

(実績報告)

第10条 助成金の交付を受ける者は、助成対象者事業終了後、30日以内に当法人に実施報告書を提出するものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第11条 当財団は、次の各号に該当した場合、助成金の交付決定の取消し、または既に交付した助成金の全部もしくは、一部の返還を命ずることができる。

- (1)この規程に違反したとき
- (2)助成金の交付決定の内容及びこれに付された条件に違反したとき
- (3)偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受け、または助成金交付を受けたとき
- (4)助成金を他の用途に使用したとき

2 助成金の交付決定の取消し等を受けた者が、返還すべき助成金を期日までに返還しなかった場合は、返還期限の翌日から起算し返還された日までの日数に応じ、年10.75%の割合で計算(年365日の日割計算)した違約延滞金を当財団に支払わなければならない。

(関係書類の保管等)

第 12 条 助成金の交付を受けた者は、助成事業内容に関する経費に収支の事実を明らかにした書類・帳簿等を整備し、且つ、助成事業の終了した日の属する会計年度の終了後、3 年間これを保管しなければならない。

(結果の公表)

第 13 条 助成した対象者の許諾がある場合において、本事業に関して、インターネット上、または公表すべき媒体として適切な紙面等に公表する事項は次のとおりとする。

- (1) 対象先の名称
- (2) 固有名詞等をイニシャル形式等に変換した本事業に関する報告書の概要

(改廃)

第 14 条 この規程の改廃は理事会の決議によるものとする。

(補則)

第 15 条 この規程に定めるほか、この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は 2019 年 10 月 7 日より施行する。